募　集

身近な道路・河川を皆さんの手で美しく変えてみませんか？「道路河川環境美化コンクール」

問い合わせ　建設課 管理係　☎22－3187　㊐22－3187

市では、道路・河川の環境美化や住民の憩いの場づくりを推進しており、その一環として本コンクールを実施します。日頃から道路・河川・水路の美化活動を行われている団体の皆さんは、ぜひご参加ください。

●**実施対象**　地域生活に密着したすべての道路・河川・水路（延長20mまたは面積50㎡以上）

●**実施内容**　花などの植栽による環境美化等

●**参加資格**　ボランティアによる各種団体（任意の団体でも参加できます。）

●**参加締切**　6月14日㈮　午後5時まで

●**審査**　7月から10月初旬にかけて管理状況・見栄え等の審査を行います。

●**表彰**

▼最優秀賞（1点）　賞金5万円

▼優秀賞（2点）　賞金2万円

▼佳　作（5点）　賞金1万円

※入賞者には、直接通知するとともに「広報あそ」で紹介します。

●**その他**　事故等の責任及び参加に関する全ての費用は、参加者の負担となります。花等の種子・苗代については、少々ではありますが助成があります。

相　談

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日。人権擁護委員の紹介と、特設人権相談所のご案内

問い合わせ　人権啓発課　☎22－3206　㊐22－3206

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を開設する等、一層の人権尊重思想の啓発に努めることとしています。

阿蘇市には、市長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

氏　名	行政区
佐藤和夫	竹　原
岩瀬國興	横　堀
菅　光子	古城7区
鎌倉善光	狩尾3区
和田七男	北2区
池部眞智子	西2区
家入絹代	内牧2区
佐伯省五	山　田

※相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

特設人権相談所を開設します

●**とき**　6月3日㈪　午前10時から午後3時まで

●**ところ**　阿蘇市コミュニティーセンター会議室（役犬原）

●**相談内容**　▼家事問題（相続、離婚、親子関係など）金銭問題▼登記の手続き▼いじめ▼差別等や心配ごとなど

●**問い合わせ**　法務局阿蘇大津支局　☎096・293・2272

阿蘇ん子トーク！

《テーマ：チャレンジ！》
国語のじゅぎょうをがんばりたいです。　（阿蘇西小3年・中村竜星（りゅうせい））

申　請

障がい者が所有する軽自動車税の減免を希望される方は忘れずに申請を。５月２４日㊎まで。

問い合わせ　税務課 市民税係　☎２２－３１４８　㊙５５－３１４８

障がい者が所有し、使用する軽自動車等について、軽自動車税を減免することにより、当該障がい者が障がいを克服し、積極的な社会参加を行うことができるよう税制上特別の配慮を加えたものです。

減免の対象となる軽自動車等に該当し、軽自動車税の減免を希望される場合は、申請に必要な書類をご確認のうえ、5月24日㊎までに申請してください。

●手続き方法

申請に必要な書類を添えて、5月24日㊎までに、本庁税務課または各支所市民係の窓口にて申請してください。提出期限以後の申請は受理いたしかねますので、お忘れのないようにお願いします。

なお、前年度に減免を受けられた方であってもお手続きが必要となります。

●減免の対象となる軽自動車等と申請に必要な書類　（○・・・必要　△・・・該当する場合に必要）

	身体障がい者等で歩行が困難な方等に対して			公益のために使用する軽自動車等に対して	身体障がい者等のために使用する軽自動車等に対して
所有者	身体障害者等			社会福祉法第２条第２項第１号から第５号までに掲げる第１種社会福祉事業を行う社会福祉法人（使用者である場合を含む）	特に問わない
運転者	身体障害者等	生計同一者	常時介護者	特に問わない	特に問わない
使用目的	特に問わない	身体障害者等の通院、通学、通所、生業等の用に供されるもの		利用者の移送及び利用者に対する供与物品の輸送に供するもの	身体障害者等の利用に供されるもの
用途及び構造	自家用			自家用・事業用は問わない	車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等特別の仕様により製造されたもの 自家用・事業用は問わない
減免台数	身体障害者等１人につき、自動車（普通小型）、軽自動車を通じて、いずれか１台に限る			特に台数の制限はない	特に台数の制限はない
申請書	○	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○
自動車検査証	○	○	○	○	○
身体障害者手帳（原本）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（原本）	○	○	○	1) 社会福祉施設設立届出書の写し 2) 定款（若しくは定款変更認可書）の写し 3) 自動車運行状況書 4) 写真（前、後、横、構造変更部分）	写真（前、後、横、構造変更部分）
運転免許証	○	○	○		
生計同一証明書（注１）		○			
常時介護証明書			○		
通院証明書　通学・通所証明書　生業等の証明書		△	△		

（注１）生計同一世帯証明書…身体障害者等と日常生活の資を共通している同居の親族（配偶者、血族６親等以内及び姻族３親等以内）でない場合に必要です。

阿蘇ん子トーク！

《テーマ：チャレンジ！》
本をたくさん読んで、ことばをおぼえるようにがんばります。（阿蘇西小３年・山本菖媛（あやめ））

案内

5月12日は、民生委員・児童委員の日です。

問い合わせ　福祉課 総合福祉係　☎22－3167　お55－3167

5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です。これは、1917年（大正6年）5月12日に民生委員制度の起源となる済世顧問制度が岡山県に創設されたことに由来しています。

民生委員・児童委員は、福祉に関する相談を受け、問題を解決できる機関の紹介や高齢者や子どもの見守りなど多くの役割を担っています。

現在、市内には、主任児童委員を含む86名が活動しています。相談内容や個人情報など秘密は守られますので、困ったことや心配ごとがあるときは、お気軽にご相談ください。

なお、地域の民生委員・児童委員をお知りになりたい場合には、福祉課へお問い合わせください。

民生委員・児童委員の7つのはたらき

1　社会調査
2　相談
3　情報提供
4　連絡通報
5　調整
6　生活支援
7　意見具申

案内

歯の健康を維持して豊かな人生を。フッ素塗布券の利用と8020健診のお知らせ

問い合わせ　一の宮保健センター　☎22－5088　お55－5088

フッ素塗布券をご利用ください。

●**対象者**　満1歳から4歳の子ども
●**料金**　100円
●**持参物**　既にお送りしましたフッ素塗布券と塗布カード、母子手帳（もうすぐ1歳健診でもお渡ししています）
※阿蘇市に転入された方で、塗布券を受領していない方は上記までご連絡ください。

8020歯科健診を受診しましょう。

●**対象者**　満80歳以上で自分の歯が20本以上ある方
●**料金**　無料
●**診査期間**　5月20日(月)～31日(金)まで（土・日曜を除く）

※8020達成者には、阿蘇郡市歯科医師会より賞状及び記念品、阿蘇市より8020認定証をお贈りします。たくさんの受診をお待ちしています。

●右記の診察ができる医療機関一覧

医療機関名	電話
田代歯科医院	34－1771
市原歯科クリニック	32－3828
武藤歯科医院	32－0027
安光歯科医院	34－0603
佐藤歯科クリニック	22－5131
宇治歯科医院	22－0214
そのだ歯科医院	32－1418
たかもり歯科医院＊	22－5588
阿蘇温泉病院	32－0881
波野診療所	24－2203

＊フッ素塗布のみ。

阿蘇ん子トーク！
《テーマ：チャレンジ！》
足がすごくすごく早くなるようにがんばります。　（阿蘇西小3年・岩村萌珂（もえか））

募　集

食生活改善推進員養成教室に参加してみませんか？

問い合わせ　一の宮保健センター　☎２２－５０８８　㊙５５－５０８８

阿蘇市食生活改善推進員の養成を主にした教室です。食生活改善推進員の方々を対象に開催している研修会に一緒に参加して単位を取得していただく方法となります。

受講をご希望の方は5月31日㊎までに、ほけん課までお申込みください。

なお、体や生活習慣病のことを学習されたい方へは住民健診結果等をもとに結果報告会や訪問等で個別対応させていただきます。

●日程表

回	学　習　内　容	一の宮支部	阿蘇支部	波野支部
学習１	●食生活改善推進員とは ●生活習慣病予防 ●持参品：筆記用具、エプロン、米１合	６月20日㊍ 10:00～13:00(予定) 一の宮保健センター２階	６月21日㊎ 10:00～13:00(予定) 農村環境改善センター	６月19日㊌ 10:00～13:00(予定) 波野保健福祉センター
学習２	●血管変化の予防をしよう ●持参品：筆記用具、エプロン、米１合	７月18日㊍ 10:00～13:00(予定) 一の宮保健センター２階	７月19日㊎ 10:00～13:00(予定) 農村環境改善センター	７月17日㊌ 10:00～13:00(予定) 波野保健福祉センター
学習	●生活習慣病予防（健診）	体の状態を知るために特定健診を受けましょう。 ※住民検診日程表をご確認ください。		
学習	●生活習慣病予防のためのポイント ●【結果報告】血管の状態の確認	国保の方は、健診結果報告会に参加して健診結果から自分の体の状態を確認しましょう。※結果報告会の日程をご確認ください。		
学習３	●体を守るために～血液と食品～ ●持参品：筆記用具、エプロン、米１合	２月20日㊍ 10:00～13:00(予定) 一の宮保健センター２階	２月21日㊎ 10:00～13:00(予定) 農村環境改善センター	２月19日㊌ 10:00～13:00(予定) 波野保健福祉センター

※学習会に20時間程度の出席で入会が可能となります。どの支部でも受講できますので、学習１～３各１回ずつご出席ください。
※日時、内容等は都合により変更する場合もありますのでご了承ください。

離婚・相続・借金・交通事故・土地の境界 etc…　ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

受付時間：平日１０時～１７時（事前予約制）ＴＥＬ：０９６７－２２－５２２３

・一般 相談料　３０分１０５０円
・『多重債務』の相談 は 無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所
地域の法律事務所として設立された公設事務所です。

熊本県弁護士会所属　弁護士　関塚 明子（せきづか　あきこ）
〒869-2612　阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）

広告

阿蘇っ子トーク！
《テーマ：チャレンジ！》
ピアノとけんばんを、きれいな音でひけるようにします。　（阿蘇西小３年・柳川　凛）